

利用者視点に立った政府統計の実現と政府統計の信頼性向上のため、研究者等の統計ユーザーから、政府統計等の作成・提供・見える化等に関するニーズを把握することを目的として、平成29年2月13日（月）～3月3日（金）の期間において調査を実施

寄せられた提案・意見・要望のうち、二次利用に関する主な意見を以下のとおり抜粋

## 個票データの提供手続き等に関する提案・意見・要望

- 現在の33条申請においては、書類作成並びに審査に膨大な手間と時間がかかっているが、利用許可を与えて差し支えないと判断された場合には、直接個人の特定につながる情報を除いた全変数を提供できるよう制度改正を行ってほしい。
- 個票データをもっと利用しやすくしてほしい。特に、利用期間をある程度長期にする、フィルターをかけるなどして匿名性を高めた個票データは簡単に利用できるようなるなどしてほしい。
- 個票データの目的外利用について、大学など研究機関に所属し、適切な倫理講習を受けている研究者が、適切な手順を踏み、適切に使用すれば、科研費などの公的担保がなくても、統計データの入手が簡便になるようにしてほしい。

## 調査票情報の活用等に関する提案・意見・要望

- 安全性やセキュリティを確保した上での「オンサイト利用」の実現に向けた検討を進めていただきたい。

## 利活用を行う上で制約・支障となる制度やその運用等の改善に関する提案・意見・要望

- 現在のシステムでは、個票データを申請する前に、厳密にどういう分析をするのかをすべて示さなければならない。最初は気付いていなかったが、分析の途中で得られた知見も発表できるようにしてほしい。
- 統計法33条に基づく調査票情報の利用申請は、事前に詳細な集計案を提示する必要があり、申請書の作成が極めて難しかった。平成30年から開始予定のオンサイト利用では、この問題が大幅に改善されるため、総務省統計以外の他の府省の統計についても同様のシステムでの利用を進めて頂きたい。